

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
釜無川地区畑かん2号幹線水路管更生モニタリング試験工事

特 別 仕 様 書

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 釜無川地区畑かん2号幹線水路管更生モニタリング試験工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、ストックマネジメント技術の高度化を図るため釜無川地区畑かん2号幹線水路の管更生工法箇所のモニタリングを行うものである。

2. 工事場所

山梨県南アルプス市上今井地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- (1) 既設管撤去 延長 L=63.340m
施工始点 測点 NO. 199+16.00
施工終点 測点 NO. 202+19.43
PC管(管更生) 呼び径 500 mm L=63.34m (撤去)
- (2) 管水路新設 延長 L=63.340m
施工始点 測点 NO. 199+16.00
施工終点 測点 NO. 202+19.43
DCIP管(ALW2種) 呼び径 500 mm L=63.34m (新設)
- (3) 管更生材性能試験 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

本地区はかんがい用水を通年利用するため、工事による断水は1月14日から2月28日の期間において、連続断水14日以内、連続通水7日以上を繰り返した中で行うものとする。

なお、断水期間の詳細については、工程計画を作成し監督職員と協議するものとする。

また、現場への資材の搬入・搬出は8:30～17:00を原則とする。

2. 工事期間中の作業日

工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。

なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、祝日及び年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組

む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。

2. 断水及び排水・充水

断水及び管内の排水・充水は、施設管理者である釜無川右岸土地改良区連合が行う。

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動に対する措置

本工事地域は、騒音規制法及び振動規制法に準じる地域ではないが、施工にあたり低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械を使用しなければならない。

(2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有するものとする。
- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配 置 場 所	交通誘導 警備員	延べ日数	昼夜別	交代要員 の有無
施工区間	2名/日	20日	昼間	無
仮設ヤード	1名/日	20日	昼間	無

(3) 交通対策

市道上今井48号線は通行止めによる施工を計画している。

- 1) 夜間及び休日において開口部が生じる場合は、誘導灯及び照明灯等の照明設備や覆工ネット等により、転落防止を十分に図るものとする。
- 2) 資機材及び建設発生土の搬出等により、車両が工事現場から公道へ乗り入れる場合はタイヤ等の泥を除去してから通行するものとする。

4. 関係機関との調整

本工事に伴う関係機関との協議については、発注者にて行うこととしている。

なお、工事実施に際しては、監督職員の指示により、関係機関に対して必要書類の提出等、必要な手続きを行わなければならない。

また、工事近隣の住居への車両の進入にあたり、仮設駐車場を設置するものとし、設置場所については別添仮設計画図のとおりとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

市道楡形11号線、市道上今井45号線、農道楡形14号線、市道上今井48号線を現場搬入道路として使用することとしているので、一般の車の通行に支障をきたさないよう十分留意しなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 現場発生土受入地

(1) 現場発生土受入地（土捨て場）

現場発生土受入地については、施工現場より10kmを想定している。

(2) 現場発生土（仮置土）

本工事の現場発生土は、現場発生土受入地に搬出するものとするが、本工事で流用を行う発生土については、仮設ヤード（仮置場）に仮置きするものとし、仮設ヤードの使用に当たっては、隣接地に土砂等が流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

なお、仮置土に飛散の恐れがある場合は、監督職員と協議するとともに、対策を行うものとする。

名 称	場 所	土 量	適 用
仮設ヤード	南アルプス市沢登 358-2、-3、-4	260m ³	農 地 L=750m A=276m ²

3. 水替工

工事現場内における排水は想定次のとおり想定している。なお、水替工の排水は、最寄りの排水路に排水することを計画している。

Q_{max}=6.0m³未満/hr/15m（たて込み簡易土留区間）

Q_{max}=6.0m³未満/hr/箇所（道路横断側溝）

4. たて込み簡易土留工

図面に基きたたて込み簡易土留工を施工するものとする。

たて込み簡易土留工の施工において事前に構造計算を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。

(1) 仮設ヤード（令和7年1月1日～令和7年3月14日）

(2) 駐車場（近隣者）スペース（令和7年1月1日～令和7年3月14日）

2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督

- 職員 立会いのうえ、用地境界、使用条件の確認を行わなければならない。
- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員及び 関係地権者の立会のうえ、確認を受けなければならない

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

(1) 石材及び骨材

- 1) 再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001 準抛

(2) 配管材

1) ダクタイル鋳鉄管

直管、切管 ϕ 500mm AL2 種 JCPA G1053

2) 鋼製異形管

STW400 500A $\times$ 6.0t JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管)

3) K形継輪

ϕ 500mm 用付属品 (止水ゴム、ボルト・ナット)

4) 内面バンド

口 径 ϕ 500

内水圧 1.00Mpa

止水ゴム材質 水道用ゴム I 類 (JIS K 6353)
ステンレス鋼板 SUS304 (JIS K 4304)

(3) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラン (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類に よる記号	使 用 目 的
無 筋 コンクリート	18	8	40	65以下	BB	巻立コン クリート

(4) 埋設物表示テープ

幅 150 mm かつ 2 倍折込

(5) 土木安定シート

強度 900N/5cm 以上

厚さ 0.37mm 以上

(6) アスファルト混合物

再生密粒度アスコン 13

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定証（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。アスファルト混合物は、アスファルトコ

ンクリートを使用するものとし、混合物の標準配合は「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）」及び「舗装再生便覧（社団法人日本道路協会）」によるものとする。

（７）再生砕石

本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等（以下「異物等」という。）を除去したものを使用するものとする。

また、受注者は再生砕石の使用にあたっては、再生砕石に異物が含まれていないことを確認したうえで、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。

２．見本又は資料の提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
鋼製異形管	日本水道協会指定検査工場登録通知書、受検 証明書又は検査報告書に製作図
ダクタイル鋳鉄管（直管、切管）	検査報告書
K 形継輪（止水ゴム、ボルト、ナット）	検査報告書
内面バンド	カタログ、試験成績書
埋設物表示テープ	カタログ
砕石類	粒度分析表、試験成績書
アスファルト混合物	試験成績書
仮設土留材	構造計算書
土木安定シート	カタログ

３．監督職員の検査又は試験

監督職員の検査又は試験 次に示す工事用材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を行わなければならない。

材料名	検査又は試験項目	備 考
ダクタイル鋳鉄管	寸法・外観	抽 出
鋼製異形管	寸法・外観	全て

第９章 施工

１．一般事項

（１）検測又は確認（施工段階確認）

１）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

２）下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考
掘 削	床付状況 地質状況	初期施工完了時に 1 箇所 地質変化時		
たて込み 簡易土留工	延長、 規格、間隔	設置完了段階で1箇所		
管水路基礎	幅、高さ	初期施工段階で1箇所		

(2) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水または切削粉は、直接現場外に流出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

(3) 通水時の巡視

工事施工に伴う断水後の通水時においては現地の巡視を行い、異常が無いか確認を行わなければならない。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	表層
再生クラッシュラン	RC-40	路盤工、管体基礎工、管頂 30cm、 構造物基礎

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次のとおり本現場内で利用するものとする。

- 1) 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物の、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	受入れ時間	事業区分
廃シート類	(株)エコ・フルザリ 第 2 リサイクル工場	山梨県南アルプス市 下今井坡下 924-16	8:00~17:00	再資源化施設業者
アスファルト殻	(有)荻原組リ サイクルプラ ント	山梨県南アルプス市 湯沢字下村 1043-4	8:00~17:00	再資源化施設業者

汚泥（舗装切断に伴う配水等）	三共道路(株)環境事業部	山梨県中巨摩郡昭和町押越 1796-1	8:00～17:00	再資源化施設業者
コンクリート廃材（無筋・有筋）	(有)荻原組リサイクルプラント	山梨県南アルプス市湯沢字下村 1043-4	8:00～17:00	再資源化施設業者
PC管（管更生）混合廃棄物	(株)エコ・フルサリ第2リサイクル工場	山梨県南アルプス市下今井坡下 924-16	8:00～17:00	再資源化施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他（構造物撤去）	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

- 掘削土は、埋戻しに流用するもののほか全て建設発生土受け入れ地へ搬出しなければならない。
- 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 過掘となった部分は、管体基礎材で埋戻し、管体基礎と同様に転圧するものとする。
- 隣接する管に損傷を与えないよう十分留意するものとする。

(2) 埋戻し

1) 埋戻し土

埋戻し土は転圧可能な現場発生土の使用を考えている。ただし、転圧試験等により現場発生土を埋戻しに使用することが不適当と判断される場合は監督職員と協議を行うものとする。

2) 管理設後の締固め方法

管頂上60cmまで及び構造物より50cmまでの埋戻しは、一層の仕上がり厚が30cm程度になるように左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう1.1t以下(管頂30cmまではコンパクタ等)の締固め機械により、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。

また、機械による締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。

管頂上60cm以上及び構造物より50cm以上の埋戻しは、前項と同様にまき出し、締固め度85%以上となるように締固めなければならない。

- 3) たて込簡易土留め部の施工は、1層ごとにまき出しを行ったのち、土止め板を引き抜き締固めを行うものとする。

6. 既設管撤去工

- (1) 既設管の撤去及び取壊しに当たっては、隣接管等に損傷を与えぬよう、丁寧に作業しなければならない。

既設管については、仮設ヤードへ一時仮置きするものとする。

なお、本工事で撤去した既設管については、仮設ヤードで試験材料を採取し、別途試験機関に搬出し各種試験を行うこととしている。

試験材料搬出後は各産業廃棄物処理施設へ搬出するものとする。

7. 基礎工

(1) 管体基礎

- 1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。

- 2) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが15～20cm程度になるように左右均等にまき出し、コンパクタ又はタンパ等により締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。

なお、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒により入念に施工しなければならない。

また、管外面を締固機械で直接打撃してはならない。締固機械又は基礎材で管外面に損傷を与えないよう、十分、留意して施工しなければならない。

- 3) 管継手掘部は、管布設後速やかに埋戻しをしなければならない。

- 4) 建込簡易土留部の施工は、土留板をまき出し厚さごとに引き抜いた後に、まき出し締固めを行うものとする。

8. 構造物等撤去工

(1) 構造物等取壊し工（巻立てコンクリート）

- 1) 巻立てコンクリートの取壊しにあたっては、既設管に損傷を与えないよう、慎重に行うものとし構造物の取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 構造物撤去工（横断側溝）

- 1) 再利用する構造物は、慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行うものとする。なお、再利用が不可と判断される場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(3) 排水管撤去

- 1) 排水管撤去については、排水管撤去図面に詳細図及び数量表のとおりであり、排水管を撤去し産業廃棄物処理施設に搬出するものとする。

9. 管体工

(1) ダクタイル鋳鉄管

- 1) ダクタイル鋳鉄管の据付は、共通仕様書 7-6-3 によるほか、接合は（社）ダクタイル 鉄管協会発行「W04 T 形ダクタイル鉄管 接合要領書」、「W05 K 形ダクタイル鉄管 接合要領書」、「W20 ALW 形ダクタイル鉄管 接合要領書」に準拠するものとする。
- 2) 管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）の附属書（ダクタイル鋳鉄管及び異形管用接合部品）による。
- 3) 切管の長さは、1 m 以上とする。また、継手形式の仕様に従って挿し口部の加工を行い、加工部は専用の補修塗料を用いて管の外表面と同等の塗装をしなければならない。
- 4) 管の取り扱いは共通仕様書第 7 章 7-2-2 一般事項 1. 運搬及び保管（1）によるものとするが、誤って塗装塗膜に損傷を与えた場合は、損傷部の調整・清掃の後、メーカー指定の一液塗料または補修用スプレー塗料を使用し、塗り残し・塗りむら等がなく、均一な塗膜が得られるよう仕上げ、補修しなければならない。

(2) 鋼管・鋼製異形管

- 1) 鋼管の据付は、共通仕様書 7-6-4 に準拠するものとする。

(3) 14日断水、7日通水時の管継手方法

- 1) 14日断水後の通水にあたり継手方法については、管割図模式図に通水時の詳細図に基づき鋼製異形管及び内面バンドとK形継輪で施工するものとする。

10. 内面止水バンド設置

- (1) SUS バンドをジャッキにより拡張する時には、ジャッキを緩めないようにして固定金具の締付けを行わなければならない。

また、ボルトの締付けはトルクレンチにより行い、所定のトルクを確保しなければならない。

- (2) 内面止水バンド施工に当たっては、管内での酸素欠乏等に起因する事故を防止し、工事期間中の作業の安全確保に留意するものとする。

なお、換気装置等については、監督職員と協議するものとする。

11. 付帯工

(1) 埋設物表示テープ

埋設管の位置を表示するため、管頂上 60 cm の位置に埋設物表示テープ (B=150) を施工するものとする。

12. 舗装復旧工（仮復旧）

- (1) 工事受注者は工事着手前に道路全幅員について路面状態、路面高を記録し、監督職員へ報告するものとする。なお、施工範囲外の路面に損傷等が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

- (2) 管体埋設後は速やかに埋戻しを行い、仮舗装による復旧を行うものとする。

- (3) アスファルト舗装がされている市道においては、仮舗装を行ったうえで交通制限を解除するものとし、路面が土砂及び砂利の状態では交通制限を解除してはならない。

- (4) 仮舗装後に沈下及び損傷が生じた場合は、監督職員確認のうえ、オーバーレイ等により補修を行うものとする。
- (5) 仮舗装完了後交通を解放し、一定期間経過後本工事で舗装の本復旧を行う計画であるため、仮舗装は設計厚を遵守して施工しなければならない。設計厚以上に厚く施工した場合は、設計変更の対象としない場合がある。

13. 道路側溝復旧

道路用横断側溝は現場発生材を再利用する。なお、再利用率は100%と想定している。

14. 管更生材性能試験

(1) 管更生材料採取

管更生材材料試験の試験材料採取については、6. 既設管撤去により仮設ヤードへ仮置したPC管（管更生）内部より管更生材を取り出して性能試験材料の採取を行う。

また、採取する管更生材については下記のとおり考えているが、撤去したPC管（管更生）の状態について監督職員と協議を行い決定するものとする。

性能試験材料は下記のとおりであり。

材 料	規格・寸法	数量	単位	備 考
管更生材	φ 500mm, L=0.30m t=10mm	3	種類	丸管、ひび割れ無
管更生材	φ 500mm, L=0.30m t=10mm	3	種類	半管、ひび割れ有
管更生材	φ 500mm, L=0.30m t=10mm	3	種類	半管、ひび割れ無

(2) 管更生材性能試験

- (1) で採取した、性能試験材料については、材料検査機関まで運搬するものとする。
- 「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年度版-」「JIS A 7511 下水道用プラスチック製管きょ更生工法」に基づき試験を行うものとする。
- 採取した性能試験材料から切断機により各種試験片を作成する。

試験片作成（1種類各5本×3種類=15本/試験）

材 料	規格・寸法	数量	単位	試験片	単位	備 考
管更生材 半管（ひび割れ有）	φ 500mm L=0.3m t=10mm	3	種類	1 5	本	曲げ試験（短冊状）
				1 5	本	引張試験（ダンベル状）
				1 5	本	圧縮試験（強度）（短冊状）
				1 5	本	圧縮試験（弾性率）（短冊状）
管更生材 半管（ひび割れ無）	φ 500mm L=0.3m t=10mm	3	種類	1 5	本	曲げ試験
				1 5	本	引張試験（ダンベル状）
				1 5	本	圧縮試験（強度）（短冊状）
				1 5	本	圧縮試験（弾性率）（短冊状）

4) 試験方法

①管更生工法材料承諾（材料試験）書による試験

管更生工法施工時の材料試験と同様の試験項目を行う。

試験項目	規 格	数 量	測 定 内 容
曲げ試験	JIS K 7171 に準拠	6 種類	曲げ強さ・曲げ弾性率 (1 種類×5 回)
引張試験	JIS K 7161-2 に準拠	6 種類	引張強さ・引張弾性率 (1 種類×5 回)
圧縮試験 (強度)	JIS K 7181 に準拠	6 種類	圧縮強さ (1 種類×5 回)
圧縮試験 (弾性率)	JIS K 7181 に準拠	6 種類	圧縮弾性率 (1 種類×5 回)

②管更生材圧縮破壊試験

管更生材丸管（φ500mm, L=0.30mt=10mm）の圧縮強度試験を行う。

試験項目	対応規格	数 量	測 定 内 容
圧縮破壊試験	JIS A 5350 に準拠	3 種類	圧縮強度試験 (1 種類×1 回)

5) 廃材処理

管更生材性能試験で使用した廃材については、産業廃棄物処理を適切に行うものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編 1-1-10に規定する（2）又は（3）の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理について

（1）施工管理の追加項目 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。ダクトイル鉄管接合の施工管理については、各種接合要領書（日本ダクトイル鉄管協会発行）を準用する。

（2）施工管理基準からの除外項目 施工管理基準に定めている次の項目については、適用除外とする。

1) アスファルト舗装工（仮舗装） ・出来形管理〔平坦性、コア採取〕 ・品質管理〔密度測定〕

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト

(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- 1) 第2章-4に示す工事数量表に、変更が生じた場合。
- 2) 第4章1に示す土質に変更が場合。
- 3) 破砕の必要な転石の出現があった場合。
- 4) 地下埋設物等(埋蔵文化財を含む)が出現した場合。
- 5) 現地発生土が埋戻しに使用できない場合。
- 6) 残土量に変更が生じた場合。
- 7) 現場搬入路として使用する道路が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要が生じた場合。
- 8) 指定仮設に変更の必要が生じた場合。
- 9) 工事中の雨水または湧水により排水処理の必要が生じた場合。

- 10) 既設構造物の撤去・復旧の変更・追加が生じた場合。
- 11) 原形復旧の変更、追加の必要が生じた場合。
- 12) 付帯施設の構造変更及び追加等が必要となった場合。
- 13) 騒音・振動調査が必要となった場合。
- 14) 産業廃棄物処理場及び処理方法に変更が生じた場合。
- 15) 交通誘導警備員の配置箇所及び配置期間に変更が生じた場合。
- 16) 汚濁水の処理対策の必要が生じた場合。
- 17) 耕起・石礫除去等の復旧工が変更となった場合。
- 18) 第6章1. に示す物件を保護する必要が生じた場合。
- 19) 異種管接続方法に変更が生じた場合。
- 20) 第三者、関係機関との協議により変更の必要が生じた場合。
- 21) 第9章13. 管更生材の採取数量及び管更生性能試験に変更が生じた場合。
- 22) 遠隔確認の試行を行う場合
- 23) 現地精査により変更の必要が生じた場合。
- 24) その他、監督職員が必要と認めたもの。

第13章 その他

1. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更は伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、上記（2）のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) VE提案の適否等
- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
 - 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合にはその理由を付して通知するものとする。
 - 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。
 - 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) VE提案書の使用
- 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。
- (6) 責任の所在
- 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副2部
 - ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事

完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知書を通じた日とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

（4）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（5）建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の
通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。
(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、
打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議
し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる
項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規
格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書
を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるも
の】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に
設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとす
る。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）
より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を
想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

7. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容について、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩場の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

8. 週休 2 日による施工

- (1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率 分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による 施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対 象期間内現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年 末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を 挟む工事では夏期休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全 体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態 をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況 の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教 育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応 じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれ ば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受 注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労 務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	4 週 8 休以上 現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発 注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記 1） に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等 評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19

日付け 14 地第 759 号大臣官房 地方課長通知。以下「工事成績要領」という。) 別紙 8 (事業 (務) 所長用) に示す「7. 法令 遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
排水構造物工		1.02
構造物とりこわし工	人力	1.02

9. 週休 2 日制の促進

- (1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領 (模範例) の制定について」(平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。) に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書 (以下「履行実績取組証明書」という。) の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で 4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上) と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は 100 点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や 実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上) の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による月単位の週休 2 日相当 (4 週 8 休以上) が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況 (Ⅱ工程管理)」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休 2 日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他 [理由: 現場閉所により月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上) の確保を行った。]

- ③ 現場閉所による週休 2 日相当 (4 週 8 休以上) が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1 点を加点評価する。

○事業（務）所長用

☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- （3）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 地域以外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下、「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下、「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- （2）受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- （3）受注者は、当初契約締結後、前号で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- （4）最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- （5）受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増額費用については、設計変更の対象としない。
- （6）実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- （7）受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- （8）疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- 1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている135日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併わせて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月14日（工事完了期限日）まで

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間の作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

15. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

16. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等について

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- ① 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ② 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ③ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- ④ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

17. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式○)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。